

申告書

特定同族株式会社等に係る相続時精算課税の特例の適用に対する同意書

平成 年 月 日	受 取 人	住所又は 居 所	電話 ()
平成 年 月 日	贈 与 人	フリガナ 氏 名 (生年月日)	
税務部長 殿	者	特記事項	

1 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の適用することに対する同意

上記受贈者が、平成 年分の贈与税の申告書を提出するにあたり、特定贈与者から贈与により取得した の株式（出資）について、次の特例の規定の適用を受けることに同意します（適用を受ける特例の口の中にレ印を記入してください。）。

- ☐ 相続時特例適用法第7条の3の3第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例）
☐ 相続時特例適用法第7条の3の4第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例）

フリガナ氏名	住所又は居所	特定贈与者との続柄
特定贈与者		
の推定相続人		

(注) 上記の欄に記入しきれないときは、前記の用紙に記入して添付してください。

2 特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合のその事情等

氏 名	特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合のその事情等

(注) 上記の欄に記入しきれないときは、前記の用紙に記入して添付してください。

作成税理士

印

電 話 番 号

作成税理士

印

電 話 番 号

申告書

特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の適用に対する同意書

平成 年 月 日	受 取 人	住所又は 居 所	電話 ()
平成 年 月 日	贈 与 人	フリガナ 氏 名 (生年月日)	
税務部長 殿	者	特記事項	

1 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の適用することに対する同意

上記受贈者が、平成 年分の贈与税の申告書を提出するにあたり、特定贈与者から贈与により取得した の株式（出資）について、次の特例の規定の適用を受けることに同意します（適用を受ける特例の口の中にレ印を記入してください。）。

- ☐ 相続時特例適用法第7条の3の3第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例）
☐ 相続時特例適用法第7条の3の4第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例）

フリガナ氏名	住所又は居所	特定贈与者との続柄
特定贈与者		
の推定相続人		

(注) 上記の欄に記入しきれないときは、前記の用紙に記入して添付してください。

2 特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合のその事情等

氏 名	特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合のその事情等

(注) 上記の欄に記入しきれないときは、前記の用紙に記入して添付してください。

作成税理士

印

電 話 番 号

作成税理士

印

電 話 番 号

付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

2 据脱税の申告書第1表の下の小計の額がない場合

計	普通税以外の税金等附加税額 (固定資産の増減による)	①
計	固定資産の増減額 (普通税以外の税金等附加税の増減による)	②
計	固定資産の増減額 (普通税以外の税金等附加税の増減による)	③
計	小計の額 (普通税以外の税金等附加税の増減による)	④
計	固定資産の増減額 (普通税以外の税金等附加税の増減による)	⑤

④1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

- [illegible]

(4) 酒類は「土地等」以上ある場合の「酒」の金額は、酒造した期間（酒明）として引渡があった日）の取組のなかから決まる。ただし、酒造期間が酒明と異なる場合は、酒造期間を酒明として配分する。また、これと異なる理由で配分して格差を生じたりせず、なお、いずれの方法による場合でも、酒造した土地等の酒税の一部に相当する金額だけを増分することはできず、また、(区分)の金額が0になる場合も酒税徴収額を0とする。

※の取次で計算した金額となります。

○ 因時應變、知所
○ 注意、保護、及
○ 維持、其、健康、

① 代価分付により代価金を支払つて收付した証憑を預けた場合の「収」、「出」又は「増」、「減」の「増減保留(留保)」は、それぞれ次の形式で引当した食料となりきず。

イ「イ」の金額	… (支払代価金) ×	(自営または専ら自営した事業の期間が前年の1月1日以後に経過した期間) + (支払代価金) × (無償で提供されたものの期間)
ロ「ロ」の金額	… (支払代価金) ×	(自営または専ら自営した事業の期間が前年の1月1日以後に経過した期間) + (支払代価金) × (無償で提供されたものの期間)
ハ「ハ」の金額	… (支払代価金) ×	(自営または専ら自営した事業の期間が前年の1月1日以後に経過した期間) + (支払代価金) × (無償で提供されたものの期間)

2 知照

この見聞書を出刊する人は、次の見聞記をこの見聞書に添付してください。

- [illegible]

3. 2004

時弊の通用を受けられる人にも早稲が開始し、その人の時進を早稲又は奨励により取得した人がその取得した時進を奨励とした場合においても、一定の要件を満たす場合には、奨励の返還税額を基に計算した金額を取得費に相当することができま
す。正しいことは別添第(返還税額)におたずねください。

改正後	改正前
保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書 1 使用目的 この明細書は、納税者が所法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。 2 記載要領等 (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。 (2) 「譲渡所得（山林所得）」の各欄のうち、「⑩」欄から「⑮」欄までの各欄には、所法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。 (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。	保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書 1 使用目的 この明細書は、納税者が所法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用する。 2 記載要領等 (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載する。 (2) 「譲渡所得（山林所得）」のうち「⑩」欄から「⑮」欄までの各欄には、所法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載する。 (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載する。

1 面

【平成 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ www.nta.go.jp）からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基いて記載してください。

あなたの

現住所 (前住所)	フリガナ 氏 名
電話番号 (連絡先)	職 業

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

譲渡者 (譲渡人)	譲渡者 (譲渡人)
氏 名	氏 名
職 業	職 業

(電話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特別により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代償)の特例の適用を受けない場合
..... 1面・2面・3面(4面の記載は必要ありません。)
 - 交換・買換え(代償)の特例の適用を受ける場合
..... 1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非営利団体の譲渡（居住用）の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木造 モルタル コンクリート	金庫等①	金庫等②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036
				0.025

(注) 「金庫等①」.....柱間材等の間隔が3mm以下の建物
「金庫等②」.....柱間材等の間隔が3mm以上の建物

(平成18年分以降用)

H20.11

1 面

【平成 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を参考に、契約書や領収書などに基いて記載してください。

あなたの

現住所 (前住所)	フリガナ 氏 名
電話番号 (連絡先)	職 業

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

譲渡者 (譲渡人)	譲渡者 (譲渡人)
氏 名	氏 名
職 業	職 業

(電話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特別により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代償)の特例の適用を受けない場合
..... 1面・2面・3面(4面の記載は必要ありません。)
 - 交換・買換え(代償)の特例の適用を受ける場合
..... 1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非営利団体の譲渡（居住用）の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木造 モルタル コンクリート	金庫等①	金庫等②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036
				0.025

(注) 「金庫等①」.....柱間材等の間隔が3mm以下の建物
「金庫等②」.....柱間材等の間隔が3mm以上の建物

(平成18年分以降用)

H11

一筆目	
二筆目	

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除適用)

住所 (又は 本居地 等住所 を記載)	フリガナ 氏 名
---------------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

- 1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算 (※1)の金額は、△を付けないで記載します。下の2も同じです。)
- (1) 株式等に係る譲渡所得等の金額が黒字の場合又は(2)上場株式等に係る譲渡損失の金額がない場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場 分」の②の金額の合計額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の③の金額)	②	
特定譲渡損失の金額 (①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

- 2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の年じ 5年分 (※1)	前年以後に繰り越された ① 株式等に係る譲渡損失 の金額 (※2)	本年分で差し引くこと ができた株式等に 係る譲渡損失の金額 (※3)	本年分ですら引くこと できなかった株式等に 係る譲渡損失の金額 (※4)
本年の3年前分 (平成 年分)	円	円	円
本年の2年前分 (平成 年分)	円	円	円
本年の前年分 (平成 年分)	円	円	円
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (①+②+③)	円	円	円

※1 平成20年分の申告では、「本年の3年前分」は平成17年分、「本年の2年前分」は平成18年分、「本年の1年前分」は平成19年分になります。平成19年分以後に生じた株式等に係る譲渡損失の金額を平成20年分
に控除することはできません。

※2 平成20年分の申告では、平成19年分の申告の「所得税の申告書作成履歴」(上場株式等に係る譲渡損失の
繰越控除)1の金額の金額を記載します。

※3 ③ (本年分ですら引くことのできた株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」
の①の金額を指します。②(前年以後に繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も多い年に生
じた金額から順次控除します。

※4 平成20年分の申告では、平成17年以後に生じた株式等に係る譲渡損失の金額のうち、平成20年分ですら引く
ことができなかった株式等に係る譲渡損失の金額を、平成21年以後に繰り越して株式等に係る譲渡所得等
の金額から控除することはできません。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署又は税務相談室におたずねください。

(平成19年分の税務)

一筆目	
二筆目	

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除適用)

住所 (又は 本居地 等住所 を記載)	フリガナ 氏 名
---------------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

- 1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算 (※1)の金額は、△を付けないで記載します。下の2も同じです。)
- (1) 株式等に係る譲渡所得等の金額が黒字の場合又は(2)上場株式等に係る譲渡損失の金額がない場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場 分」の②の金額の合計額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の③の金額)	②	
特定譲渡損失の金額 (①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

- 2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

年 分 (※1)	前年以後に繰り越された ① 株式等に係る譲渡損失 の金額 (※2)	本年分ですら引くこと ができた株式等に 係る譲渡損失の金額 (※3)	本年分ですら引くこと できなかった株式等に 係る譲渡損失の金額 (※4)
本年の3年前分 (平成 年分)	円	円	円
本年の2年前分 (平成 年分)	円	円	円
本年の前年分 (平成 年分)	円	円	円
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (①+②+③)	円	円	円

※1 平成19年分の申告では、「本年の3年前分」は平成16年分、「本年の2年前分」は平成17年分、「本年の1
年前分」は平成18年分になります。

※2 ② (本年分ですら引くことのできた株式等に係る譲渡損失の金額)は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」
の①の金額を指します。②(前年以後に繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額)のうち最も多い年に生
じた金額から順次控除します。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署又は税務相談室におたずねください。

(平成19年分の税務)

平成25年度分の所得税の確定申告書

第一组		
-----	--	--

住	氏	21223	山
---	---	-------	---

この付表は、租税特別措置法第3条の1の2第4項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル投資の株式となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の特例を受ける方が、3年前の年分以降の株式に係る譲渡損失の金額を翌年以後に振り替えるために使用するものです。

- 本分金において、株式会社に係る取組調整等の金額がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式会社に係る取組調整等の金額の計算用表(特定取組調整分及び特定取組調整分がある場合)」の作成をしてください。
- 1 本年分の特定取組損失の金額の計算(赤字の金額は、△を付けないで書きます。下の2も同じです。)
- 「取組調整に係る取組調整等の金額」が赤字の場合、この金額は0と記入してください。

①	株式等に係る取締役会の決議 (株式等に係る取締役会の決議の計開明細書(特定増行行使株式及び特 定劣後株式がある場合)の「表決権及び」上場分の他の決議の会社規程) 上場株式等に係る取締役会の決議の計開明細書(特定増行行使株式及び特 定劣後株式がある場合)の「他の決議」
②	上場株式等に係る取締役会の決議の計開明細書(特定増行行使株式及び特 定劣後株式がある場合)の「他の決議」
③	特定劣後株式の償還による議決の決議(他の決議とは別に開明細書(特定増行行使株式及び特 定劣後株式がある場合)の「他の決議」)
④	特定劣後株式の償還決議による議決の決議(他の決議とは別に開明細書(特定増行行使株式及び特 定劣後株式がある場合)の「他の決議」)
⑤	特定取締役会の決議 (他の決議と②③④のいずれか一方の決議)

2 翌年以後に擇り越される株式等に係る毀滅損失の金額の計算

年 分 (注1)	① 前年より繰り越された株式 等に係る配当損失の金額	② 本年分で差し引く株式等に 係る配当損失の金額 (注2)	③ 本年分で差し引くことのできな かった株式等に係る配当損失の 金額 (注3+④)
本年の3年前分 (平成____年)	円	円	
本年の2年前分 (平成____年)			円
本年の前年分 (平成____年)			⑦
			⑧

③+④+⑤+⑥+⑦+⑧
翌年以後に繰り越される株式等に係る配当損失の金額

中、繰越金三数記入

- [illegible]

○増田の内臣又は配属方については、親族等又は配属相違室におたずねください。

1949年10月	1949年10月
----------	----------

限公

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明確な

送年	送日	限議したのの 株式等兩	数	債 票 の 名 義 者 等 の 所 在 地 の 名	居 宅 先 引 金 等 の 所 在 地 の 名	際渡による 収入金額	取年月日	例として 通用したの 計算最	その別を記すの事項の形式	株式(口)	株式(口)	株式(口)	株式(口)
・	・					円	(. . .)		① 株式の所有 者所 有株式	円			うち、平成 13年01月18 日以後に取得 した株式数
・	・						(. . .)		② 株式の所有 者所 有株式				
・	・						(. . .)		③ 株式の所有 者所 有株式				
・	・						(. . .)		④ 株式の所有 者所 有株式				

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定は資株式の価額損失の金額(①×②)	円
			円

(4) ①及び②は、「株式の異動所細則」の「異動単位」欄の清算終了時の面額の特定預株数と、そのとさにおける1株当たりの取得費を記載してください。

4 公開簿特定株式に該当する株式数の計算

株	株	株
株	株	株
株	株	株

(注) 「償還の内の内償還の特定種類株式」は、償還の時の直前における「株式の異動利用履歴」の「特定種類株式」域の株式数を表している。

2 「平成24年4月1日から償還の日(返済期間)までの日及び、より取付した株式数」は、翌1「当該償還の日」に属する償還の株式の付属を受けた株式数を表す。

3 公債等特定付添状に該当する株式について、償還した株式数及び株式数を両面を記入する場合には、償還の株式数が公債等特定付添状に該当する株式数の上限ととなり、1画「上欄分」の「内、公債等特定付添状」には、この株式数に相当する金額が記載していただく。

5 公開簿特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」①欄	「1 所得金額の計算」①欄
(A) - (B ÷ 2)	(A) - (B ÷ 2)
「1 所得金額の計算」②欄	「1 所得金額の計算」②欄
(A) - (B ÷ 2)	(A) - (B ÷ 2)

【参表】その他の陸蓮した主な株式等の明細

区分	限 年	取 日	課税した 株主等の総数	数	量	増減 元(増は正、減少は負) 号の附は税・特等(注)	諸項による 収入金額	期 満 年 月 日
区公団分	-	-						(*)
上場分	-	-						(*)
区公団分	-	-						(*)
上場分	-	-						(*)

※ 特定開利行使株式に係る保管の委託の契約等があった場合のみなし開投説明が行われたときは、次の事由を、この欄に〔 〕書きで記載してください。

○持原の内容又は記野方おたすねくたさい。

之

2 「上場株式等の取得等の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

提出年度	取得した株式等	種類	数量	種類・先 (金融商品等) (引当金等) の所在地 ・名	原簿による 収入金額	取年月日	待 通 用 例 を て て 用 用 した た の 随 便 金	株主等 の 株式 所有 の 所 式	平成 13年 10月 1日 以後 に取 得し た株 式数	株(口)
・	・	株式	株(口)	円		(・・・)	円	株(口)	株(口)	
・	・	・	・			(・・・)				
・	・	・	・			(・・・)				
・	・	・	・			(・・・)				
・	・	・	・			(・・・)				

雑誌の編集の女性関係の非対称性

① 特定発給数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値損失の金額(①×②)
株	円	円

「1 所得金額の計算」の要項へ

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の所載終了等の直前の仕組株式数に於ける1株に相当する株式数を示す。③は、株式の異動明細書の「異動事由」欄の所載終了等の直前の仕組株式数に於ける1株に相当する株式数を示す。

知悉。○茲將茲及卡海橋一卡海橋世世知照。今

株	株	株
① 譲渡の時の直前の特定換算株数		
② 平成14年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(譲渡期間)までに払込により取得した株数		
③ 公開等特定換算式に該当する株数 ④又は⑤のいずれか少ない株数		

(要) 1 「繰戻の時の直前の特定期限表」は、繰戻の時の直前における「繰戻の異動明細表」欄の様式に添付すること。2 「平成14年4月1日から繰戻の日の3年間の前日(取得期間)までには込みにより取得した株式数」は、既に「特定期限表」に算入された株式数を、繰戻を受けた株式数を減ずる。3 分割増資株式に該当する場合は、繰戻した株式数が取得した株式数を上回る場合には、この株式数と同額の特定期限表に該当する株式数を繰戻の株式数に上増しする。1面「上増分」の「内、公開増資増資分」には、この株式数に相当する金額を記載すること。4 繰戻の株式数は、繰戻の株式数に上増しする。

三 公同定款に於ては、各債主の債権額に

⑤ 公開等付定株式に際する所得並額の計算	⑥ ⑦	⑧	⑨
「1 所得金額の計算」免額(所得金額)が0又は0の場合	(10)-(8÷2)	「1 所得金額の計算」③繰へ	円
「1 所得金額の計算」免額(所得金額)が0<⑩の場合	(10÷2)	「1 所得金額の計算」③繰へ	円

易曰：「君子居则觀象於天，而玩辭於『坤』。」

[illegible]

※ 特定権利行使方式に係る保管の受託の契約等があった場合のみなしに賠償が行われたときは、次の順序を、この順に（一）發せられてください。

○何月の中程に於て、第二回臨時總會に出席する

(新規)

復

2 「上場株式等の取得等の明細」の適用を受ける上場株式等の明細

[illegible][illegible]

【附註】

3 国家に招いて行う雑誌に掲載する趣意として置けなくなつた。

管理しなくなる行為の区分（条）	その行為を行った年 月 日	その行為を行った 証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	その行為を行った 証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	取得年月日 （注2）
管理しなくなる行為	年 月 日	証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	取得年月日 （注2）
① 同内において行う事業に必要と認められず、管理しなくなる行為	年 月 日	証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	取得年月日 （注2）
② 同内にある関係、関係又は事業所、事業所その他のこれらに属するものに関する行為	年 月 日	証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	取得年月日 （注2）
③ その関係その他の関係の範囲において管理しなくなる行為	年 月 日	証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	取得年月日 （注2）
④ 同内において行う事業に必要と認められず、管理しなくなる行為	年 月 日	証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	取得年月日 （注2）
⑤ 同内にある関係、関係又は事業所、事業所その他のこれらに属するものに相当する行為	年 月 日	証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	取得年月日 （注2）
⑥ その関係その他の関係の範囲において管理しなくなる行為	年 月 日	証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	証券管理法人 株式の名称 住所及び所在地 支店及び支店 所在地	取得年月日 （注2）

※「管理」はなくなるが区分は、それぞれ相当する行為の番号を○で囲んでください。

注2 「昭和四年月日」欄には、その行が行われた国内郵政管理院法人株式の交付を受けた年月日を記載し、() 内にその国内郵政管理院法人株式に対応する国内郵政管理院株式を交付した年月日、() 内にその国内郵政管理院法人株式の交付に係る「国内郵政管理院法人株式の交付を受けた場合の開山費」を提出した附屬簿籍を、それぞれ記載してください。

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細
に収める限に際した株主以外の権利について留めてください

区 分	開 年	退 日	増減した 株式等の数	株 主	加算(当該関係の所有者等)の所在地、名住所	増減による 収入金額	取得年月日 (注2)
上場区分	.	.		株口		円	(.)
非上場区分	.	.					(.)
上場区分	.	.					(.)
非上場区分	.	.					(.)

※ 1 「区分」欄は、赤松園様式等については「赤松園分」、上明様式等については「上明分」のいずれかが当てはまるものを○で囲んでください。

※2 開議した「国内専管型管理法人様式」の明細を添付する場合には、「取替年月日」欄には、「取替年月日」欄に「国内専管型管理型法人様式」の文を受けた年月日を記載し、() 外にその国内専管型管理型法人様式に改定する「国内専管型管理型法人様式」の文を受けた年月日を記載し、() 内に、その国内専管型管理型法人様式の文を受けた年月日を記載し、() 内に、その国内専管型管理型法人様式の文を受けた年月日を記載してください。

【譯註】

- 特例の内容又は記帳方法については、税務署におたずね下さい。

(新規)

送付年月日	送付年月日	送付年月日	送付年月日	送付年月日	送付年月日
年	月	日	年	月	日

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

届出者 氏名 職 氏名 職 氏名 職	住所 (国外の住所)	住所 (国内の住所)
	フリガナ	フリガナ
	氏名	氏名
	職	職
送付先 電話番号		

国内事業管理親法人株式の交付を受けたので届出します。

記

1 交付を受けた国内事業管理親法人株式の明細

交付の基となった事実(注)	合併	分割	分割	株式交換
交付を受けた年月日	年	月	日	
交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄				
交付を受けた株式の数 (又は出資の金額)				株 (円)
交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の総数 (又は出資の金額)				株 (円)

2 その他参考となる事項

(1) 国内事業管理親法人株式を管理する国内の恒久的施設の所在地

(2) 納税管理人の住所、氏名及び電話番号

(3) その他

関係税理士	電話番号
-------	------

425.11

(新規)

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

1 使用目的

この届出書は、国内に恒久的施設を有する非居住者が国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合に使用するものです。

その年において国内事業管理親法人株式の交付を受けた国内に恒久的施設を有する非居住者は、その交付を受けた日の属する年の12月31日において有する国内事業管理親法人株式の総額及び該等を記載した届出書を、その年の翌年3月15日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなればならないことになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注) 国内事業管理親法人株式とは、国内に恒久的施設を有する非居住者が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式（以下「国内事業管理株式」といいます。）を有する場合において、その国内事業管理株式を発行した内国法人が行った特定合併、特定分離分割又は特定株式交換（それぞれ租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号、第3号、第5号に規定するものに限ります。）により、その国内事業管理株式に対応して交付を受けた国内事業管理外国合併親法人株式、国内事業管理外国分離親法人株式又は国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式をいいます。

2 記載要領

(1) 「国内の事務所又は事業所の所在地」欄については、国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を記載することとし、これらが二以上あるときは、そのうち主たるものを記載してください。

(2) 「交付を受けた年月日」、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の総額」、「交付を受けた株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、それぞれ国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日、銘柄、株式の数（出資にあっては金額）を記載してください。

(3) 「交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数（又は出資の金額）」欄には、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の総額」欄に記載した総額に係る、その年の12月31日現在において有する株式の数（出資にあっては金額）を記載してください。

(4) 「納税管理人の住所、氏名及び電話番号」欄については、納税管理人を定めている場合に記載してください。

特許第 104, 105 号

生 所 (居住所)	()	フリガナ 氏 名	()
電話番号 (通称元)			

- 2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄】				その年中の取組及びその状況				その年中の取組又は取組による取組の状況			
年	月	日	株	取	株	年	月	日	株	取	株
・	・	・	株	株	株						
・	・	・									
・	・	・									
・	・	・									
・	・	・									
・	・	・									
合	計		300株	株		合	計		300株	株	

- | | | |
|---|---|---|
| 株 | ① その年中に払込みにより取得をした特定（新設）株式の数 | 株 |
| 株 | ② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新設）株式と同一銘柄株式の数 | 株 |
| 株 | ③ 控除対象特定（新設）株式の数（①－②） | 円 |
| 円 | ④ ①の株式の取得に要した金額 | 円 |
| 円 | ⑤ 控除対象特定（旧設）株式①の取得に要した金額（①④÷③）（※控除対象株数） | |
- （マニフェストの書き方りと書いてください）

[illegible][illegible]

- ## 2 2 その年中の株式の異動の状況

その年中の払込みによる取得の状況				その年中の償還又は贈与による異動の状況			
年	月	日	株 数	年	月	日	株 数
・	・		株	・	・		株
・	・			・	・		
・	・			・	・		
・	・			・	・		
・	・			・	・		
合 計			株	合 計			株

- | | | |
|---|-------------------------------|--------------------------|
| ① | その年中に払込みにより取得をした特定株式の数 | 株 |
| ② | その年中に増建又は譲与した①の特定株式と同一銘柄株式の枚数 | 株 |
| ③ | 譲渡済株数/特定株式の数 (①-②) | 株
(マイナスの場合は0と置いてください) |
| ④ | ①の株式の取得に要した金額 | 円 |
| ⑤ | 国庫対称特定株式の取得に要した金額 (④×①×③) | 円 |

上取当座の金額は、「係式」に係る還渡所借入の金額の引明細書」の「付定投資株式の取得に要した金額の貸借」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「上場分」、「未公開分」の順に控算します。

この明細書は、種別特許位置東京9号の1(特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例)の規定の適用を受け
る場合に於て、種別特許位置東京9号の1(特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例)の規定の適用を受け
る場合に於て、種別特許位置東京9号の1(特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例)の規定の適用を受け

- [illegible]

記載要領等

この明細書は、現物特別増置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価額を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の11（特定新増中小企業が発行した株式を取得した場合の控除の特例）又は平成20年改正贈与税の特例）に規定の適用を受ける場合、その特
 現物特別増置法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特
 定投資株式の取得ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式もあつてその異動の状況について作成し、作成に当
 っては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況説明書」を参考にしてください。

- ①異動年月日（異動事由）欄には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。
 払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）
 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対
 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対
 相対（譲与・過期）による取得・・・・・・・・・・相対
 株式の分割・・・・・・・・・・分割
 株式割当額当て・・・・・・・・・・割当額当
 譲渡・・・・・・・・・・譲渡
 廃号・・・・・・・・・・廃号
 株式の併合・・・・・・・・・・併合
 特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・・・・清算
 特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・・・破産
- ②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の従事者」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
- ③取得又は譲渡の単価欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。
 （注）「異動事由」が、「相対」又は「廃号」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署におたずねください。
- ④「特定投資株式」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、現物特別増置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。
 イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計
 ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時以後に譲渡又は廃号をした特定投資株式と同一銘柄株式の株式の数
 なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署におたずねください。

- ⑤「④1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。

$$\frac{[(\text{前年度課税時の株式の総数}) \times (\text{前年度課税時の1株当たりの取得費})] + \{(\text{前年度課税後に取得した株式の取得費の合計}) - (\text{前年度課税時の株式の総数}) \times (\text{前年度課税後に取得した株式の単価の合計})\}}{(\text{前年度課税後の株式の総数})}$$
 ※ 上記算式の算出には、上記1の「清算」、「破産」の場合も含みます。
 なお、株式の分割・併合等があつた場合の1株当たりの取得費については、割戻計算が必要ですので、税務署におたずねください。

記載要領等

この明細書は、現物特別増置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価額を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）又は同法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特
 定投資株式の取得ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式もあつてその異動の状況について作成し、作成に当
 っては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況説明書」を参考にしてください。

- ①異動年月日（異動事由）欄には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。
 払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）
 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対
 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対
 相対（譲与・過期）による取得・・・・・・・・・・相対
 株式の分割・・・・・・・・・・分割
 株式割当額当て・・・・・・・・・・割当額当
 譲渡・・・・・・・・・・譲渡
 廃号・・・・・・・・・・廃号
 株式の併合・・・・・・・・・・併合
 特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・・・・清算
 特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・・・破産
- ②「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の従事者」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
- ③「取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。
 （注）「異動事由」が、「相対」又は「廃号」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署におたずねください。
- ④「特定投資株式」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、現物特別増置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。
 イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計
 ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時以後に譲渡又は廃号をした特定投資株式と同一銘柄株式の株式の数
 なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署におたずねください。
- ⑤「④1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。

$$\frac{[(\text{前年度課税時の株式の総数}) \times (\text{前年度課税時の1株当たりの取得費})] + \{(\text{前年度課税後に取得した株式の取得費の合計}) - (\text{前年度課税時の株式の総数}) \times (\text{前年度課税後に取得した株式の単価の合計})\}}{(\text{前年度課税後の株式の総数})}$$
 ※ 上記算式の算出には、上記1の「清算」、「破産」の場合も含みます。
 なお、株式の分割・併合等があつた場合の1株当たりの取得費については、割戻計算が必要ですので、税務署におたずねください。

【平成____年分】

(用除損越額及び算入益損の失損越額の合算の特を税関の構成要件とする)

《表示》
「増収母体」

住所 (住所を記入してください)	氏名	電話番号	()
--------------------------------------	----	------	-----

國際稅理士名錄

17 譲渡した資産に関する明細

	合	計	建	物	土地・建物価
資産の所在地番					
資産の利用状況					
居住所又はは所在処					
氏名又は名称					
譲受契約締結日			年 月 日		年 月 日
譲渡した年月日			年 月 日		年 月 日
資産を取得した時期			年 月 日		年 月 日
認識額		円	円	円	円
取得価額		円	円	円	円
引当額		円	円	円	円
貸引(②-③)		円	円	円	円
認識に要した費用		円	円	円	円
居住用財産の減損損失金額 ①-④-⑤		円	円	円	円

この金額を「居住用住宅の買入れ資金」として通入していただき、
利息となる金額の計算」の欄に記入してください。

2 買い換えた資産に関する明細

資産の所在地	合 計	建 物	土地・借地権
資産の増減状況・利用目的			
面積		m ²	m ²
取得（予定）日		年 月 日	年 月 日
居住の用に供した（供する見込）日		年 月 日	
買換資産の取得（予定）価額	円	円	円
住所又は所在地			
氏名又は名称			
氏名又は名称			
住所等の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先			（借入先）

※ 明細書の記載に当たっては、「課税所得の申告のしかた(記帳例)」を参照してください。

10.11 {15325945412561}

番 号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書 (平成 年分) 【租税特別措置法第41条の5用】

住所
氏名
フリガナ

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方が、平成25年分以後の各年分において、租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が適用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(別添)」をください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

特別の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額
(居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

① 譲渡損失の金額(譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

② 譲渡損失の金額(譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

③ 譲渡損失の金額(譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

④ 譲渡損失の金額(譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

⑤ 譲渡損失の金額(譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

⑥ 譲渡損失の金額(譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

⑦ 譲渡損失の金額(譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

※1 「上①の金額」は、総合所得の損失の金額(特別控除後、2分の1前)が係る場合は、「上①の金額」からその損失の金額に充てた金額にします(「上①の金額」の金額が多い場合は、繰越控除の金額は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告所得の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合所得の損失の金額」とは、申告所得の①及び②の金額の合計額をいいます。

(平成25年分以降)

番 号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書 (平成 年分) 【租税特別措置法第41条の5用】

住所
氏名
フリガナ

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方が、平成25年分以後の各年分において、租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が適用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(別添)」をください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

特別の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額
(居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

① 譲渡損失の金額(譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

② 譲渡損失の金額(譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

③ 譲渡損失の金額(譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

④ 譲渡損失の金額(譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

⑤ 譲渡損失の金額(譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

⑥ 譲渡損失の金額(譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

⑦ 譲渡損失の金額(譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額をいってください。)

※1 「上①の金額」は、総合所得の損失の金額(特別控除後、2分の1前)が係る場合は、「上①の金額」からその損失の金額に充てた金額にします(「上①の金額」の金額が多い場合は、繰越控除の金額は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告所得の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合所得の損失の金額」とは、申告所得の①及び②の金額の合計額をいいます。

(平成25年分以降)

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成21年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを含みます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(買換によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした年の翌年12月31日において、その買換資産に係る住居借入金等(貸付金において償還期間が10年以上の期間経過の法により返却することとされているものなど)に限り、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に譲渡の用に供したと見做される見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた譲渡の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離し得る金額及び分離し得る譲渡所得の金額の計算上控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をしてもなお控除しきれない部分の金額をいいます。このうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年分において買換資産に係る住居借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が9,000万円以下である年分に限り)の総所得金額等の計算上、一定の方法により損益通算をすることができます。

(注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の計算方法は、裏面の計算書により計算します。
2 住居借入金等の取得は、原則として、住居借入金等特約控除の対象となる借入金又は借付金(貸付金)等(住居借入金等特約控除を受けられる方へ)参照。
3 「譲渡の繰越控除」及び「譲渡の繰越損失」の計算は、譲渡した土地等が譲渡した土地等と同一の用途に使用される必要はない。

(注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の計算方法は、裏面の計算書により計算します。
2 住居借入金等の取得は、原則として、住居借入金等特約控除の対象となる借入金又は借付金(貸付金)等(住居借入金等特約控除を受けられる方へ)参照。
3 「譲渡の繰越控除」及び「譲渡の繰越損失」の計算は、譲渡した土地等が譲渡した土地等と同一の用途に使用される必要はない。

1 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が有する家屋又は土地等とその年の1月1日において所有期間が5年を超えらるものうち次に掲げるものをいいます。

(1) その個人がその居住の用に供している家屋で内村にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限り)ます。また、その家屋のうち居住の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限り(注)。

(2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同月以後3年を経過する日の属する年の12月31日までその間に譲渡されたものに限り)ます。

(3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

(4) (1)の家屋が災害により被災した組合において、その家屋を引き継ぎ所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超え、その家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同月以後3年を経過する日の属する年の12月31日までその間に譲渡されたものに限り)ます。

2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限り)ます。又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、内村にあるものをいいます。

(1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

(2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けするための手続等

損益通算の特例の適用を受けたい場合には、その年の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付録)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)」や「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書及び繰越控除の金額となる金額の計算書(居住用財産の譲渡損失の金額の計算書)(裏面の計算書)」など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けたい場合には、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税申告書に提出した場合は、その後にあっては、繰越控除の特例の適用を受けた年分の所得税申告書に提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受けた年の確定申告書(繰越申告書)に買換資産に係る住居借入金等の取得の経緯(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧ください。税務署におたずねください。

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成21年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを含みます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(買換によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした年の翌年12月31日において、その買換資産に係る住居借入金等(貸付金において償還期間が10年以上の期間経過の法により返却することとされているものなど)に限り、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に譲渡の用に供したと見做される見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた譲渡の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離し得る金額及び分離し得る譲渡所得の金額の計算上控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をしてもなお控除しきれない部分の金額をいいます。このうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年分において買換資産に係る住居借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が9,000万円以下である年分に限り)の総所得金額等の計算上、一定の方法により損益通算をすることができます。

(注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の計算方法は、裏面の計算書により計算します。
2 住居借入金等の取得は、原則として、住居借入金等特約控除の対象となる借入金又は借付金(貸付金)等(住居借入金等特約控除を受けられる方へ)参照。
3 「譲渡の繰越控除」及び「譲渡の繰越損失」の計算は、譲渡した土地等が譲渡した土地等と同一の用途に使用される必要はない。

(注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の計算方法は、裏面の計算書により計算します。
2 住居借入金等の取得は、原則として、住居借入金等特約控除の対象となる借入金又は借付金(貸付金)等(住居借入金等特約控除を受けられる方へ)参照。
3 「譲渡の繰越控除」及び「譲渡の繰越損失」の計算は、譲渡した土地等が譲渡した土地等と同一の用途に使用される必要はない。

1 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が有する家屋又は土地等とその年の1月1日において所有期間が5年を超えらるものうち次に掲げるものをいいます。

(1) その個人がその居住の用に供している家屋で内村にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限り)ます。また、その家屋のうち居住の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限り(注)。

(2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同月以後3年を経過する日の属する年の12月31日までその間に譲渡されたものに限り)ます。

(3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

(4) (1)の家屋が災害により被災した組合において、その家屋を引き継ぎ所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超え、その家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同月以後3年を経過する日の属する年の12月31日までその間に譲渡されたものに限り)ます。

2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限り)ます。又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、内村にあるものをいいます。

(1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

(2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けするための手続等

損益通算の特例の適用を受けたい場合には、その年の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付録)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)」や「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書及び繰越控除の金額となる金額の計算書(居住用財産の譲渡損失の金額の計算書)(裏面の計算書)」など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けたい場合には、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税申告書に提出した場合は、その後にあっては、繰越控除の特例の適用を受けた年分の所得税申告書に提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受けた年の確定申告書(繰越申告書)に買換資産に係る住居借入金等の取得の経緯(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【http://www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧ください。税務署におたずねください。

番 号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所 (又は 寄附先 所在地)	フリガナ 氏 名
---------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方法が翌年以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り増す方が使用します。
詳しくは、「譲渡損失の申告のしかた(記載欄)」(国税庁ホームページ [www.nta.go.jp]) からダウンロードできます。
なお、別添紙にも適用してあります。)をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けてください)

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付添)「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の②の合計欄の金額をいってください)		H
①	②	
分譲課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との 差額の金額をいってください(赤字の場合は0とします)。また、①の金額以外にない 場合は、①の金額をいってください)	③	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等から特定居住用財産の譲 渡損失を控除した金額 (特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付添)「特定居住用財産の譲渡損 失の損益通算及び繰越控除」の③から⑤を控除した金額をいってください。なお、控除 した金額が赤字の場合は0とします)	④	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (④から⑤の金額のいずれか少ない金額をいってください)	⑤	
本年分の純損失の金額 (上記⑤(第1、第2、第3、第4)及び申告書第三表⑥・⑦の金額の合計額又は申告書第四 表⑧の金額をいってください。なお、純損失の金額がないときは0とします)	⑥	
本年分が青色 申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総 合課税所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額をいってくだ さい)	⑦	
本年分が白色 申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額をいってください。なお、いずれの損失もな いときは0とします)	⑧	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除額 (⑥から⑧(※4)を差し引いた金額(※5)をいってください)	⑨	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (⑨の金額と⑥の金額のいずれか少ない方の金額をいってください)	⑩	

※1「上記⑤の金額」は、総合課税所得の赤字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記⑤の金額」からその赤字の金額を差し引いた金額とします(上記⑤の金額は、その赤字の金額が多い場合は0とします)。

※2「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3「総合課税所得の金額」は、申告書第四表(損失申告書)の「1 損益又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

(平成19年分以降)

H20.11

番 号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所 (又は 寄附先 所在地)	フリガナ 氏 名
---------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方法が翌年以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り増す方が使用します。
詳しくは、「譲渡損失の申告のしかた(記載欄)」をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けてください)

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付添)「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の②の合計欄の金額をいってください)		H
①	②	
分譲課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との 差額の金額をいってください(赤字の場合は0とします)。また、①の金額以外にない 場合は、①の金額をいってください)	③	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等から特定居住用財産の譲 渡損失を控除した金額 (特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付添)「特定居住用財産の譲渡損 失の損益通算及び繰越控除」の③から⑤を控除した金額をいってください。なお、控除 した金額が赤字の場合は0とします)	④	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (④から⑤の金額のいずれか少ない金額をいってください)	⑤	
本年分の純損失の金額 (上記⑤(第1、第2、第3、第4)及び申告書第三表⑥・⑦の金額の合計額又は申告書第四 表⑧の金額をいってください。なお、純損失の金額がないときは0とします)	⑥	
本年分が青色 申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総 合課税所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額をいってくだ さい)	⑦	
本年分が白色 申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額をいってください。なお、いずれの損失もな いときは0とします)	⑧	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除額 (⑥から⑧(※4)を差し引いた金額(※5)をいってください)	⑨	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (⑨の金額と⑥の金額のいずれか少ない方の金額をいってください)	⑩	

※1「上記⑤の金額」は、総合課税所得の赤字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記⑤の金額」からその赤字の金額を差し引いた金額とします(上記⑤の金額は、その赤字の金額が多い場合は0とします)。

※2「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3「総合課税所得の金額」は、申告書第四表(損失申告書)の「1 損益又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

(平成19年分以降)

19.11

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から平成21年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定ものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の期間償還の方法により返済することとされているものなど)に限りず。)を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限りず。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分岐長期譲渡所得の金額及び分岐短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除されない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができず。

また、損益通算してもなお控除されない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限りず。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができず。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
- 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同一です(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ www.nta.go.jp) からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)
- 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えらるものうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限りず。また、その家屋のうちちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限りず。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同月以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限りず。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えらるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同月以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限りず。)

2 特例の適用を受けするための手続等

損益通算の特例の適用を受けためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(租税特別措置法第41条の5の2用)」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後に速報して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告書)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー [www.nta.go.jp/taxanswer] をご覧いただくか、税務署におたずねください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成15年1月1日から平成21年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定ものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の期間償還の方法により返済することとされているものなど)に限りず。)を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限りず。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分岐長期譲渡所得の金額及び分岐短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除されない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができず。

また、損益通算してもなお控除されない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限りず。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができず。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
- 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同一です(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(参照。))
- 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整を必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えらるものうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限りず。また、その家屋のうちちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限りず。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同月以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限りず。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えらるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同月以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限りず。)

2 特例の適用を受けするための手続等

損益通算の特例の適用を受けためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(租税特別措置法第41条の5の2用)」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後に速報して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告書)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー [<http://www.nta.go.jp/taxanswer>] をご覧いただくか、税務署又は税務相談室におたずねください。

(削除)

納税申告書等の送付通知書 (提出者通知用)

〒

住所

第 _____ 号

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

税

税務署長

印 _____

税の _____ の送付について

あなた (貴法人) から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付で当署に提出された _____ 税の _____

_____ については、下記 1 の理由により下記 2 の送付先に送付しましたので通知します。

今後この事案についてのお申出等は、すべて下記 2 の送付先あてにしてください。

記

1 送付の理由

2 送付先

所在地

名称

電話 (_____) _____ 局 _____ 番